

岩手県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項及び第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成31年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 地域密着型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社福やま	花巻市上根子字米倉94番地1	有限会社福やま指定デイサービス福寿通所介護事業所	花巻市太田第47地割249番地6	平成30年11月20日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	ケアプランセンター気仙	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	平成30年8月31日

3 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者		介護予防・日常生活支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社福やま	花巻市上根子字米倉94番地1	有限会社福やま指定デイサービス福寿通所介護事業所	花巻市太田第47地割249番地6	平成30年11月20日